附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）

二　再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）

（経過措置）

第三条　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第六号）附則第二条第二項の規定は、この規則の施行後も、なお効力を有する。この場合において、同項中「第四十六条の二の三第一項の検査」とあるのは「第四十六条の二の二第一項の検査」と、同項第一号中「及び検査」とあるのは「及び確認」と、同号ロ中「この規則による改正後の再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十五条第五項及び第二十条第二項」とあるのは「再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号）第二十三条第五項及び第三十条第二項」と、同号ハ中「第四十六条第一項の検査」とあるのは「第四十六条第三項の確認」と、「方法」とあるのは「計画」と、同項第二号中「検査に合格した」とあるのは「確認を受けた」とする。

第四条　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第十二号）附則第二条第一項及び第二項の規定は、この規則の施行後も、なお効力を有する。この場合において、同条第一項中「第一条の規定による改正後の再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「新再処理設工規則」という。）第十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。）及び第一条の規定による改正後の再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「新再処理性能規則」という。）第二十八条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。）」とあるのは「再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号。以下「再処理技術基準規則」という。）第二十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。）及び第一条の規定による改正後の再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「新再処理性能規則」という。）第二十八条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）」とあるのは「再処理技術基準規則第二十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）」と、「第四十六条の二の三第一項の検査」とあるのは「第四十六条の二の二第一項の検査」と、同項第一号中「及び検査」とあるのは「及び確認」と、同号ロ中「第四十六条第一項の検査」とあるのは「第四十六条第三項の確認」と、同項第二号中「検査に合格した」とあるのは「確認を受けた」とする。

別記様式（第52条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

再処理施設の技術基準に関する規則第２条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

○原子力規制委員会規則第十号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の九の規定に基づき、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の基準（第四条―第二十三条）
第三章　雑則（第二十四条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射線　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号。以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第一号に規定する放射線又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号。以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二　放射性廃棄物　第一種埋設規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物又は廃棄物管理規則第一条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三　管理区域　第一種埋設規則第二条第二項第三号に規定する管理区域又は廃棄物管理規則第一条第二項第三号に規定する管理区域をいう。